

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（14）

2. 日時：令和6年2月1日（木）16時00分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁8階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部 廃棄物管理課
課長 他1名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課
主査

5. 議事概要

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、大洗研究所廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（令和4年4月28日付け申請）について、配付資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

○第3回審査会合資料について

- ・ 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）第18条（処理施設及び廃棄施設）への適合性について、 β ・ γ 圧縮装置Ⅰ及びⅡの最大受入れ量を考慮した稼働日数と年間稼働可能日数が同じ「約100日」となっている。発生量に対して十分な処理能力を有する説明として、実績や将来予測を保守的にみて十分と言えるのか、或いは年間稼働可能日数を超えないように運用で制限する必要はないか説明すること。

- ・ 技術基準規則第18条（処理施設及び廃棄施設）への適合性につい

て、各処理施設の年間稼働可能日数が何によって決まっているのかを説明すること。

- ・ 固体廃棄物の廃棄施設は、処理の過程で出る廃棄物（ウエス等）を保管しておく設備との説明だが、廃棄物の受入施設と同様の対策（容量の確保、廃棄物の性状に即した保管方法）が必要ではないか。整理して説明すること。
- ・ 固体廃棄物の廃棄施設の保管容量が小さいことから、設備だけではなく運用で保管する廃棄物の量を制限する必要はないか整理のうえ説明すること。

（２）原子力機構から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

なし

参考

- ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（13）（令和6年2月1日）